

額の計算に関する明細書

- ② 住宅取得等資金の贈与を受けた年における合計所得金額を明らかにする書類（源泉徴収票や確定申告書の写しなど）
- ③ 戸籍の謄本または抄本および戸籍の附票の写し（住宅取得等資金の贈与を受けた日以後に作成されたもので、入居した家屋の所在場所がその人の住所として記載されているものに限る）
- ④ 住宅取得等資金の贈与を受けた日前5年以内に居住していた家屋が、自己または配偶者の所有に係る家屋以外の家屋である旨（店舗等併用住宅を所有していた場合は居住用部分の面積が2分の1未満である旨）を証する書類（借家の契約書の写しなど）
- ⑤ 新築または取得した住宅用家屋の登記簿の謄本または抄本
- ⑥ 住宅用家屋の買換えや建替えの費用に充てるために金銭の贈与を受けた場合（具体的には、P 29の③㉔の要件に該当する場合）にあっては、その譲渡にかかる売買契約書（譲渡予定の家屋については、譲渡予定時期等を記載した明細書類）

（注）住宅用家屋は完成したが未だ入居していない場合とか、住宅用家屋の一部が未完成の場合には、別途の書類が必要となりますので税務署等にお問い合わせ下さい。

〈中古住宅の場合〉

- ① 新築住宅の場合の各種の添付書類（⑤に掲げる書類は除かれます）
- ② 取得した中古の住宅用家屋の登記簿の謄本または抄本

（注）その中古の住宅用家屋が前述の床面積要件に該当することがこれらの書類に記載された事項によって明らかでない場合には、これらの書類のほかに、その床面積要件に該当することを明らかにする書類が必要となります。

〈住宅の増改築等の場合〉

- ① 新築住宅の場合の①②③の添付書類
- ② 増改築等を行った住宅用家屋の登記簿の謄本または抄本
- ③ 増改築等の工事請負契約書
- ④ 増改築等工事証明書